

**中央**

**中央支援センター**

**(特定相談支援・一般相談支援・障害児相談支援)**

**【事業目的】**

大阪府指定の一般相談支援事業および、市町村指定の特定相談支援事業・障害児相談支援事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の家族(以下「利用者等」という。)の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った適切な相談支援を提供する。

**【運営方針】**

- 1 事業は、利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との緊密な連携を図りつつ、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って、当該利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の福祉サービス事業等を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、自らその提供する指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、前3項の他、「障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」及び「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」に定める内容を遵守する。

**【所在地】** 大阪府大阪市東成区玉津2丁目11-28

電話06-6975-3370 FAX06-6975-3350

**【職員配置】** 管理者 1名 相談支援専門員 2名 事務職員 1名

**【実施地域】** 通常の事業の実施地域は大阪府内全域とする。

**【営業日及び時間等】**

事務所の営業日・時間 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで

ただし、国民の祝日および12月27日～1月3日を除く。

**【対象者】** 大阪府域の知的障害児・者、身体障害児・者、精神障害者

**【サービスの提供方法及び内容】**

- ① 利用者及びその家族の生活に対する意向
- ② 総合的な援助の方針
- ③ 生活全般の解決すべき課題
- ④ 提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期

- ⑤ 福祉サービス等の種類、内容、量
- ⑥ 福祉サービス等を提供する上での留意事項
- ⑦ モニタリング期間に係る提案

### (早期療育・保育所等訪問支援事業)

#### 【事業目的】

早期療育、及び保育所等訪問支援事業の円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者(以下「利用者等」という。)の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った適切な支援を提供する。

#### 【運営方針】

- 1 事業所の従業者は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な支援を行うものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、都道府県、関係市町、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。

【所在地】 大阪府大阪市東成区玉津2丁目11-28

電話06-6975-3370 FAX06-6975-3350

早期療育については、堺市子ども相談所および島本町、河南町太子町千早赤坂村  
3市町村合同において実施

【職員配置】 管理者 1名

児童発達支援管理責任者 1人

訪問支援員 2人

【営業日及び時間等】

事務所の営業日・時間 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時45分まで

ただし、国民の祝日および12月27日～1月4日を除く。

サービス提供時間は、午前9時から午後4時までとする。

【実施地域】

早期療育については、堺市および島本町、(河南町・太子町千早赤坂村3市町村合同)との協議により実施する。

保育所等訪問支援事業は、大阪府下全域とする。

**【サービスの提供方法及び内容】**

早期療育においては、集団の中で基本的な生活訓練を行い、身辺の自立能力の向上や社会適応力の促進を図り、保護者には家庭での療育の知識や技術について助言や指導を行う。

保育所等訪問支援事業においては、障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与する。

- ①障害児本人に対する支援(集団生活適応の為の訓練など)
- ②訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等)

**(居宅介護・重度訪問介護・移動支援事業)**

**【事業目的】**

大阪府指定の居宅介護・重度訪問介護事業および堺市指定の移動支援事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った適切な支援を提供する。

**【運営方針】**

1. 利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。
2. 居宅介護・重度訪問介護の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な居宅介護・重度訪問介護の提供ができるよう努めるものとする。
3. 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

**【所在地】** 大阪府大阪市東成区玉津2丁目11-28

電話06-6975-3370 FAX06-6975-3350

**【職員配置】** 管理者 1名 サービス提供責任者 ホームヘルパー1級 1名

**【対象者】** 知的障害者・児

**【サービスの提供方法及び内容】**

- (1)居宅介護・重度訪問介護計画の作成

(2) 移動支援計画の作成

(3) 身体介護に関する内容

- ① 食事の介護
- ② 排せつの介護
- ③ 衣類着脱の介護
- ④ 入浴の介護
- ⑤ 身体の清拭、洗髪
- ⑥ 通院等の介助

(事業所の従業者が自ら自動車を運転して実施する通院等の介助を除く。)

- ⑦ その他必要な身体の介護

(4) 家事援助に関する内容

- ① 調理
- ② 衣類の洗濯、補修
- ③ 住居等の掃除、整理整頓
- ④ 生活必需品の買い物
- ⑤ 関係機関との連絡
- ⑥ その他必要な家事